

内閣府本府政策評価基本計画(骨子案)

(前文)

- 政策評価制度は、政策の効果等に関し、測定・分析し、客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案等に資する情報を提供。
- 内閣府においても、①アカウンタビリティ、②効率的で質の高い行政、③成果重視の行政等を目的として政策評価を実施、引き続きこれを積極的に推進。
- 本基本計画は、評価法に基づき、内閣府本府が実施する政策評価の実施に関する方針、実施体制等について規定。

1. 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間。

2. 政策評価の実施に関する方針

(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

- 内閣府本府は、内閣補助事務と分担管理事務を所掌するが、分担管理事務について政策評価を実施、内閣補助事務は政策評価の対象外であるが事務の効率化を推進。
- 政策評価に関する情報の公表を積極的に行い、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底。
- 政策評価の実施により、政策のマネジメントサイクル(PDCA)を有効に機能させることにより、効率的で質の高い行政運営を推進。
- 政策評価を通じ、施策の目標等と手段との関係、成果を常に考えることが習慣化するなど、職員の意識改革が進むことにより、成果重視の行政運営を推進。
- 政策評価は、EBPM、行政事業レビュー等の他の評価スキームとの連携を図りながら実施。

(2) 政策評価の方式

- 政策評価は、政策の特性等に応じて、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式など、適切な方式を活用。

3. 政策評価の観点に関する事項

- 次の観点を基本としつつ、適切な関連を選択し、総合的に評価

① 必要性

- 政策効果からみて、国民・社会のニーズ又は上位の行政目的に照らして妥当性を有するか、行政関与の在り方からみて、政策を行政が担う必要があるか。

② 効率性

- 政策効果と政策に基づく活動の費用等との関係。

③ 有効性

- 得ようとする政策効果と実際に得られると見込まれる政策効果との関係。

④ 公平性

- 政策効果や費用の負担が公平に分配されているか。

⑤ 優先性

- 当該政策が他の政策よりも優先すべきか。

4. 政策効果の把握に関する事項

- 対象となる政策の特性に応じ、適用可能で、かつ、把握に要するコスト、結果の分析精度等を考慮し適切な手法を適用。
- EBPM を推進する観点から、定量的な評価手法を開発、できる限り定量的な評価手法を用いるよう努力。
- 定量的な評価手法が困難な場合は、定性的な手法を適用。その際に客観的な情報・データを基礎。
- この場合に、アウトプット指標だけでなく、できる限りアウトカム指標を設定することにより、国民生活、社会経済等への影響を明らかにするよう努力。

5. 事前評価の実施に関する事項

(1) 趣旨

- 事前評価は、政策の決定に先立ち、的確な政策の採択、実施の可否を検討し、複数の代替案から政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から実施。

(2) 規制に係る政策評価

① 評価の方式

- 原則として、事業評価方式。

② 対象となる政策

- 評価法施行令 § 3 六に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。

③ 評価の時期

- 規制に係る政策を決定しようとするとき。

④ その他

- 「規制に係るガイドライン」に基づき実施。

(3) 租税特別措置等に係る政策評価

① 評価の方式

- 原則として、事業評価方式。

② 対象となる政策

- 評価法施行令 § 3 七及び八に規定する租特等に係る政策。

③ 評価の時期

- 租特等に係る政策を要望しようとするとき。

④ その他

- 「租税特別措置等に係るガイドライン」に基づき実施。

(4) 実施の要領

- 事前評価の対象となる施策は、調整部局等と調整の上、政策評価広報課が決定。
- 政策所管課等は、予算要求等の前に、10で定めた実施体制の下、評価。

6. 事後評価の実施に関する事項

(1) 趣旨

- 事後評価は、政策の決定後において、政策の見直し・改善、新たな政策の企画立案、実施に反映させるための情報を提供する見地から実施。

(2) 政策体系に基づく施策に係る政策評価

① 評価の方式

- 原則として、実績評価方式。

② 対象となる政策

- 別紙の政策体系に掲げる政策。
- 施策を単位として評価。

③ EBPM(ロジックモデル)の活用

- 事後評価の対象となる施策のうち、可能なものは EBPM におけるロジックモデルを作成し、課題把握・目標設定、手段と目標の因果関係、効果の測定手法(アウトプット指標、アウトカム指標)の分析を実施。

④ 事前分析表の作成、モニタリング

- 「目標管理型ガイドライン」を踏まえ、各施策の評価の期間の初年度第 2 四半期に事前分析表を作成。
- ③のロジックモデル等を踏まえ、事前分析表には、次の目標、指標等を設定。
 - ア. 施策目標
 - イ. 中目標
 - 施策を構成する事務事業が多く、施策目標が抽象的となるものは、これに加え、ブレー

クダウンした達成すべき目標(中目標)を複数設定。

- 中目標は、施策目標との因果関係が明確なもの、内閣の基本的な方針等に合致するもの等に重点化。

ウ. 測定指標

- 中目標に対して、その達成度合いを示す具体的な測定指標を一又は複数設定し、各々目標値を設定。
- 測定指標は、中目標への説明力が高いもの等に重点化。
- 測定指標は、検証性を高めるよう努力。

エ. 参考指標

- 中目標への説明力が高い指標で、他省庁の事務事業に係るものについては、参考指標として明示(評価の対象外)。
- 事前分析表は、評価の期間中、毎年度、測定指標の実績値をモニタリングし、更新。
- 毎年度、各施策に係る施策目標、中目標、測定指標の実績値、目標値等について、一覧性のある資料として整理。

⑤ 評価の時期

- 本基本計画の期間中、段階的に5年等の複数年度評価に移行。
- 施策の特性、見直しの時期等を踏まえ、毎年度に評価する施策数が分散するよう、評価の時期を設定。
- 複数年度評価においては、最終年度にこれまでの実績を対象に評価。
- 大綱等に係る施策については、担当部局で行う大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、大綱等の期間の最終年度の直前の年度にこれまでの実績を対象に評価。
- ただし、5年等の複数年度評価の一巡目については、試行的に初年度にも評価(∵基本計画の期間中に全ての施策について事後評価をする必要があるため)。
- 目標や測定指標の実績が安定的に推移する施策は、上記にかかわらず、目標未達成時に評価とすることが可能。

⑥ 行政事業レビューとの連携・融合

- ③のロジックモデル等を通じ、政策評価の対象となる施策と、行政事業レビューの対象となる事務事業との対応関係を整理。
- 毎年度、政策評価の対象となる施策に係る事務事業を中心に、行政事業レビューにおいて、外部有識者による点検事業及び公開プロセスの実施事業を選定。
- 政策評価の評価書と行政事業レビューシートの作成に当たり、情報の相互活用を推進。
- 政策評価及び行政事業レビューの府内作業プロセスの相互連携を推進。

(3) 特定のテーマに関する政策評価

- 内閣府の所管する政策、施策に係る特定のテーマについて、総合評価方式により評価。

- 対象となるテーマ、総合評価方式による具体的な評価手法等について検討。

(4) 規制に係る政策評価

① 評価の方式

- 原則として、事業評価方式。

② 対象となる政策

- 事前評価を実施した規制に係る政策。
- ただし、法令等に見直し条項がある政策は、見直し時に事後評価の要素を含む事前評価を行うことから、事後評価は不要。

③ 評価の時期

- 規制に係る政策が新設されてから5年度目。

④ その他

- 「規制に係るガイドライン」に基づき実施。

(5) 租税特別措置等に係る政策評価

① 評価の方式

- 原則として、事業評価方式。

② 対象となる政策

- 事前評価を実施した法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租特に係る政策。
- ただし、期限が定められている租特に係る政策は、拡充・延長の要望時に事後評価の要素を含む事前評価を行うことから、事後評価は不要。

③ 評価の時期

- 租特に係る政策が新設されてから5年度目

④ その他

- 「租税特別措置等に係るガイドライン」に基づき実施

(6) 実施計画

- 毎年度、事後評価の対象とする政策、事後評価の方法等について、実施計画を策定。
- 実施計画は、毎年度、年度当初に策定・公表。

7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 内閣府における政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者から成る懇談会を開催し、次の事項の意見を聴取。
 - ① 実施計画の策定に関すること。
 - ② 評価書等及び実績評価方式に係る事前分析表の内容に関すること。

- ③ その他政策評価の方法等の改善に関すること。

8. 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

(1) 基本的考え方

- 政策の企画立案作業(予算要求、法令等の新設・改廃、内閣府の重点施策、各種中長期計画等)及び政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用、政策に反映。
- 特に、政策評価の結果と行政事業レビュー等の他の評価スキームの結果を双方向に活用するよう努力。

(2) 具体的な手順

- 具体的な手順は、次のとおり
 - ① 政策評価担当課等は、政策評価の結果を予算要求等の審査や行政事業レビュー等に活用できるよう、当該結果を速やかに関係する調整部局に提出。
 - ② 政策評価担当課等及び政策所管課等は、政策の企画立案に政策評価の結果を反映。調整部局は、予算要求等の審査や行政事業レビュー等に政策評価の結果を活用。
 - ③ 政策評価担当課等は、当該結果の政策への反映状況を政策評価広報課に報告。政策評価広報課は、当該反映状況をとりまとめ、公表。

9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 評価書等に関する情報の公表

- 評価書等の作成に当たり、政策評価の結果を検証できるよう、可能な限り具体的かつ明確に記載するとともに、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明示し、保存。
- 評価書等は、内閣府本府 HP 掲載等により公表。

(2) 学識経験者からの成る懇談会に関する情報の公開

- 懇談会の会議は、原則公開。
- 懇談会の議事要旨、議事録及び会議資料は、内閣府本府 HP 掲載により公表。

10. 政策評価の実施体制に関する事項

- 政策評価広報課は、政策評価に関する基本的事項の企画立案、評価書等の案の審査及び取りまとめ。
- 政策評価担当課等は、部局内における評価書等の審査及び取りまとめ、その他部局内の政策評価の総括。
- 所管する政策に関する政策所管課等は、政策評価の実施、評価書等の案の作成。
- 調整部局は、政策評価広報課との連携・協力。

等

11. その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 評価方法の改善

- 評価の方式、評価手法等の調査研究を推進。

(2) 国民からの意見・要望の窓口

- 窓口を政策評価広報課として、文書、HP 等により受付。

(3) 本基本計画の改定

- 法令又は基本方針の見直し、評価の方式、評価手法等の調査研究の進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ改定。